

広報955号
令和5年6月10日

各位

作新台自治会
会長 中田 茂

自治会館使用制限解除のお知らせ

平素より会員の皆様には自治会活動に対し、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、表題に関しましては新型コロナウイルスの感染状況に応じ、その都度使用制限をしてまいりましたが、5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが第2類から第5類へ移行されましたので、下記注意事項を条件として全面解除することといたします。

記

1. マスクの着用は個人の判断ですが、励行してください。
2. 入館時の検温は中止します。
3. 入館時の手指消毒は継続します。
4. 人数制限はありません。
5. 使用後、机の除菌消毒をお願いします。
6. 使用後、換気扇と空気清浄機は元の状態に戻してください。
7. 酒類を伴う飲食については開催する団体の代表者の判断に一任します。

なお、会館使用にあたっては、次の事項を厳守してください。(確認)

- (1)建物、建具、備品等は丁寧に扱うこと。
- (2)近隣に迷惑をかけないように大きな声や音を出さないこと。
- (3)使用後は、掃除をしてゴミは各自持ち帰ること。
- (4)閉館時間(午後9時)の厳守。
- (5)最後に、会館使用届の記入、消灯、戸締りを忘れずに。

以上